

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、三六九号

平成十四年五月二十一日

(火曜日)

告 示

目 次

字の区域の廃止	(地 方 課)	一
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(長 寿 社 会 課)	二
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	" "	二
生活保護法の規定による介護機関の指定	" "	二
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	" "	三
土地改良区の役員の内任	(農 村 整 備 課)	四
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	" "	四
指定漁船調書の縦覧	(漁 業 管 理 課)	四
公 告		
平成十五年度島根県立農業大学校の学生募集	(生 産 指 導 課)	四
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	六
都市計画変更の図書の縦覧(二件)	(下 水 道 推 進 課)	六
特定調達公告		
島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託に係る一般競争入札の落札者等	(中 央 病 院)	七
島根県立中央病院の医薬品類の買入れに係る一般競争入札の落札者等	" "	七
島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務委託に係る	" "	八

る一般競争入札の落札者等

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった

政治団体

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体

政治団体

政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった

政治団体

政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体

政治団体

政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体

正 誤

平成十四年四月二十六日付け島根県報第一、三六三(農村整備課)一
号中

告 示

示

島根県告示第五百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、佐田町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定による国土調査の認証の日から生ずる。

平成十四年五月二十一日

佐田町において字を廃止する区域

島根県知事 澄 田 信 義

大字	小 字 名
大 呂	上記大字の区域内のすべての字
佐津目	上記大字の区域内のすべての字

島根県告示第五百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
竹吉胃腸科医院	浜田市浅井町二二	浜田市浅井町九九 一一	平成十四年四月一日

島根県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大森鍼灸接骨院	出雲市上塩治町二五九八 一一	平成十四年三月三十一日

島根県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地
社会福祉法人 七尾福祉会	益田市昭和町一一番二〇号	居宅介護支援事業	七尾苑	益田市昭和町一一番二〇号
社会福祉法人 美都町社会福祉協議会	美濃郡美都町大字都茂一八〇 五番地三	居宅介護支援事業	美都町居宅介護支援事業所	美濃郡美都町大字都茂一一九 五番地
社会福祉法人 いわみ福祉会	那賀郡金城町大字七条ハ五五 九番地二	短期入所生活介護	青山ショートステイ	江津市二宮町神主一九六四番 地三一
				指定年月日
				平成十四年四月二十三日
				平成十四年四月二十四日
				平成十四年四月十日

島根県告示第五百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する

島根県知事 澄田信義

くにびき農業協同組合	松江市西川津町一六三五一	通所介護	JAくにびきデイサービスセンター「やわらぎ」	松江市母衣町一九七一二	平成十四年五月一日
社会福祉法人 七尾福祉会	益田市昭和町一番二〇号	通所介護	七尾苑	益田市昭和町一番二〇号	平成十四年四月二十三日
社会福祉法人 美都町社会福祉協議会	美濃郡美都町大字都茂一八〇五番地三	訪問介護	美都町ホームヘルパーステーション	美濃郡美都町大字都茂一八七一番地九	平成十四年四月二十四日
社会福祉法人 美都町社会福祉協議会	美濃郡美都町大字都茂一八〇五番地三	短期入所生活介護	美都町特別養護老人ホーム「美寿苑」	美濃郡美都町大字都茂一八七一番地九	平成十四年四月二十四日
社会福祉法人 美都町社会福祉協議会	美濃郡美都町大字都茂一八〇五番地三	通所介護	美都町デイサービスセンター	美濃郡美都町大字都茂一八九番地	平成十四年四月二十四日

同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所	居宅介護支援事業所	廃止年月日
名称			名称	所在地	
松江保健生活協同組合	松江市佐草町四五六番地一	居宅介護支援事業	八重垣じのステーション	松江市佐草町四五六番地	平成十四年三月三十一日
美都町	美濃郡美都町大字都茂一八〇三一一	居宅介護支援事業	美都町居宅介護支援事業所	美濃郡美都町大字都茂一一九五	平成十四年三月三十一日
美都町	美濃郡美都町大字都茂一八〇三一一	訪問介護	美都町ホームヘルパーステーション	美濃郡美都町大字都茂一八〇五一一三	平成十四年三月三十一日
美都町	美濃郡美都町大字都茂一八〇三一一	通所介護	美都町デイサービスセンター	美濃郡美都町大字都茂一一九五	平成十四年三月三十一日
美都町	美濃郡美都町大字都茂一八〇三一一	短期入所生活介護	美都町特別養護老人ホーム美寿苑	美濃郡美都町大字都茂一八七一一九	平成十四年三月三十一日

島根県告示第五百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の内出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄田信義

瀬摩郡温泉津町土地改良区

退任した役員の内出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

理事

泉原 碧 瀬摩郡温泉津町井田大字井田イ六一三番地

島根県告示第五百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の内出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
出雲市	若宮池向地区用排水施設事業（基盤整備促進事業）	平成十四年三月十日

島根県告示第五百三十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、届出に係る指定漁

船調書を縦覧に供する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄田信義

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

平田市十六島町七九二

〃 塩津町五二四

〃 小伊津町五〇〇―二八

2 加入区

平田市加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

平田市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

告示の日から十五日間

2 縦覧場所

平田市漁業協同組合

公 告

平成十五年度島根県立農業大学校の養成部門の学生を次のとおり募集する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄田信義

一 募集の目的

本県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野にたつて農林業を考え、新しい農林業を創造し、地域社会の発展に寄与する農林業後継者及び農林業指導者の養成を図る。

二 一般入学試験

(一) 募集人員及び修業年限

課程	専攻		募集人員	修業年限	備考
	園芸	野菜			
畜産	果樹	三十人	二年		募集人員は、推薦入学者を含む
	肉用牛	二十人			
森林総合	一	十人			

(二) 出願資格

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者又は平成十五年三月卒業見込みの者
- 2 大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(三) 出願手続

- 1 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接農業大学校に提出すること。なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。
 - ア 入学願書（農業大学校所定の用紙を用いること。）
 - イ 高等学校長が作成した調査書で蔽封したもの。高等学校卒業後以外の者にあつては、大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類
 - ウ 返信用封筒（定型封筒縦二〇・六センチメートル×横九・〇センチメートル一枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手八十円分を貼付したものであること）

2 出願期間

平成十五年一月十四日（火）から一月二十四日（金）までとし、郵送の場合は一月二十四日までの消印があるものは有効とする。

3 入学願書提出先

大田市波根町九七〇番地一 島根県立農業大学校入試係

(四) 入学試験及び合格者の発表

1 入学試験

- ア 日時 平成十五年二月七日（金）十時から十六時まで
- イ 場所 大田市波根町九七〇番地一 島根県立農業大学校

ウ 試験

入学試験は筆記試験及び面接試験とし、筆記試験の科目は、次により必須科目及び選択科目に区別して行う。

必須科目	選択科目
国語Ⅰ （古文、漢文は除く） 数学Ⅰ	生物ⅠB、化学ⅠB、作物、野菜、草花、 果樹、畜産のうちいずれか一科目

2 合格者の発表

平成十五年二月十三日（木）農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

三 推薦入学試験

(一) 募集人員

二の(一)に定める募集人員のうち半数程度とする。

(二) 推薦の要件

高等学校を卒業した者又は平成十五年三月卒業見込みの者で、かつ本県に居住し次のアからウの要件を満たす者とする。

ア 入学希望者の出身高等学校長及び出身地を管轄する隠岐支庁長又は農林振興センター所長が推薦した者であること。

イ 本校卒業後積極的に農業経営を行う者又は島根県内において、地域農林業の振興と農村社会の発展に貢献すると見込まれる者

ウ 人物、学力ともに優れている者

(三) 出願手続

1 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接本校に提出すること。なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

ア 入学願書（農業大学校所定の用紙を用いること。）

イ 高等学校長が作成した調査書で蔽封したもの。

ウ 推薦書

農業大学校所定の用紙により、入学希望者の出身高等学校長及び出身地を管轄する隠岐支庁長又は農林振興センター所長が作成したもの

エ 返信用封筒（定型封筒縦二〇・六センチメートル×横九・〇センチメートル一枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手八十円分を貼付したものの）

2 出願期間

平成十四年十月十八日（金）から十月二十八日（月）までとし、郵送の場合は、十月二十八日までの消印があるものは有効とする。

3 入学願書提出先

大田市波根町九七〇番地一 島根県立農業大学校入試係

(四) 入学試験及び合格者の発表

1 入学試験

ア 日時 平成十四年十一月十二日（火） 十時から十六時まで

イ 場所 大田市波根町九七〇番地一 島根県立農業大学校

ウ 試験 一般教養試験及び面接試験

2 合格者の発表

平成十四年十一月十九日（火）農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(五) 推薦入学試験に不合格となった者の取扱

推薦入学の試験に不合格となった者で一般入学試験を受けようとする者は、出願手続きとして二の(三)に掲げる書類のうち、入学願書及び返信用封筒を平成十五年一月二十四日（金）までに提出すること。（郵送の場合は、同年一月二十四日までの消印があるものは有効とする。）

この場合において、志望する課程（専攻）を変更しても差し支えない。

四 問い合わせ先

出願手続、入学試験等について不明な点については、農業大学校又は隠岐支庁農林局

若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

五 その他

願書等本校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形二号縦三三・ニセンチメートル×横二四センチメートル一枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手百二十円分を貼付したもの）を同封すること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄田信義

一 開発区域

安来市黒井田町字十神下一九一番地一の一部 外八筆

面積 五、二二九・九二平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市清水町二二三番地

有限会社 佐嶋工務店 代表取締役 佐嶋義夫

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

浜田都市計画下水道

二 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。
平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄田 信義

- 一 都市計画の種類
二 濠州都市計画下水道
- 二 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

特定調達公告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年5月21日

島根県立中央病院長 中川 正久

- 1 購入等件名及び数量
島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局総務課施設管理係 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成14年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
大平ビルサービス株式会社 松江市雑賀町201番地
- 5 落札金額

165,690,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 特別公告を行った日
平成14年2月15日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年5月21日

島根県立中央病院長 中川 正久

- 1 物品等の名称及び数量
(1) ジェノトロピン5.3mg (5.3mg 1筒) 1,406筒
(2) フェロン (600万国際単位 1瓶) 980瓶
(3) オムニバーク300ソリューションジ (64.71% 100mL×5筒/箱) 928箱
(4) ノルデイトロピンS注10mg (10mg 1筒) 286筒
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営企画課業務係 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成14年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 株式会社エバルス 広島県広島市中区銀山町3-1
(2) 株式会社エバルス 広島県広島市中区銀山町3-1
(3) 株式会社エバルス 広島県広島市中区銀山町3-1
(4) 株式会社エバルス 広島県広島市中区銀山町3-1
- 5 落札金額
(1) 59,200円/筒

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第七条の二第二項の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

一 政党

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県出雲市第五支部	広戸 恭一	佐貫 忠雄	出雲市浜町九五四

二 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
内田くお後援会	内田 郁夫	渡野 勝利	飯石郡三刀屋町大字殿河内二二一一
ふじた厚を育てる後援会	舟木 弘	舟木 勝義	邑智郡桜江町大字鹿賀二七九
山根正吉後援会	山根 正吉	高橋 市郎	飯石郡三刀屋町給下一〇七四
山中愛三後援会	大谷 林三	山中 愛三	邑智郡桜江町大字今田七四
河野正行後援会	河野 澄明	能美 憲二	江津市二宮町神主イ一〇一九一
加茂「ふくま賢造」後援会	長崎 保夫	榎原 茂	大原郡加茂町大西二一〇〇
土井正人後援会	井上 益雄	石田 和男	江津市松川町下河戸九二

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年5月21日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

- 1 購入等件名及び数量
島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局総務課施設管理係 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成14年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
三光株式会社 島根県境港市昭和町5番地17
- 5 落札金額
39,060,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成14年2月12日

島根県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 政党

名称	異動事項	
	新	旧
自由民主党島根県参議院選挙区第二支部	松原 成克	妹尾 義春
民主党島根県第1区総支部	濱口 和久	石橋 大吉
日本共産党島根県東部地区委員会	和田 忠	上代 善雄
自由民主党島根県邑智郡第二支部	三宅 辰造	森上 秀雄
自由民主党広瀬町支部	主たる事務所の所在地 能義郡広瀬町富田七六一	能義郡広瀬町広瀬九七二
代表者	吉岡 勝三	藤井 辰朗
会計責任者	長島 伸一	吉岡 勝三
代表者	細川 茂美	森脇 勝臣

二 その他の政治団体

名称	異動事項	
	新	旧
島根県獣医師政治連盟	藤田 忍	大島 武敏
新世紀・江津を創る会	江津市渡津町四五八一	江津市渡津町五六八
福代秀洋後援会	山崎 和雄	三成 幸吉
田中たかし後援会	安部 義夫	吾郷 貞男
ひとが大好き!岩本久人みなの会	松江比津が丘三一〇	松江市黒田町四五四一
落合英夫後援会	出雲市大津朝倉一一三	出雲市大津町八六一三
江角敏和後援会	村上 幸雄	平野 徳彦
板倉明弘後援会	大崎 邦明	佐々岡史明
三浦一雄後援会	出雲市大津朝倉一一三六	出雲市大津町九四二
出川修治後援会	河野 勝見	橋本 弘
松江市総合政策研究会	板倉 一正	板倉亥三郎
島根県歯科技工士連盟	道端 恒雄	村上 吉男
高原好人後援会	小池 茂之	村上 吉男
大畑せいじ後援会	益田市高津四丁目二二四	益田市高津町イ二五五〇一七九
よしかね隆後援会	吉金 隆	岩田 正次

青山善太郎後援会	主たる事務所の所在地	八束郡鹿島町大字恵曇町四一三	八束郡鹿島町大字恵曇町三六〇
代表者	代表者	中村 宗良	上山 繁俊
代表者	代表者	吉本 孝	多久和英紀
代表者	代表者	矢倉 淳	浅沼 延夫
代表者	代表者	松原 亀夫	植田 武義
代表者	代表者	難波 光子	藤原 貞吉
代表者	代表者	坂根 直樹	有藤 泰雄
代表者	代表者	吉本 孝	森山 護
代表者	代表者	松村 侃志	篠原 虎夫
代表者	代表者	八束郡鹿島町大字恵曇町三六〇	八束郡鹿島町大字恵曇町四一三
代表者	代表者	出雲市今市町六〇八一	出雲市今市町一七七四
代表者	代表者	出雲市今市町二一三	一三
代表者	代表者	出雲市今市町一七七四	一三

島根県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第十七条第三項の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 政党

二 その他の政治団体

自由民主党島根県地方産業振興支部	解散年月日	平成十四年二月二十五日
自由民主党島根県桜友会支部	解散年月日	平成十四年四月十二日
育川会	解散年月日	平成十三年十月十四日
多々納後援会	解散年月日	平成十三年十月十四日
西本暁良後援会	解散年月日	平成十三年十二月三十一日
永田正己後援会	解散年月日	平成十三年十二月三十一日
加納克己後援会	解散年月日	平成十四年三月十日
霜月の会	解散年月日	平成十四年三月十日
小野宏後援会	解散年月日	平成十三年十二月三十一日
環日本海倶楽部	解散年月日	平成十四年二月二十八日
紅葉の会	解散年月日	平成十四年二月二十八日
瓜坂正之後援会	解散年月日	平成十四年三月二十四日
亀谷博と共に住みよい町造りを考える会	解散年月日	平成十三年十二月三十一日
持田勉後援会	解散年月日	平成十三年十二月三十一日
松浦てつお後援会	解散年月日	平成十四年三月一日
但見武正後援会	解散年月日	平成十四年三月二日
土江のぶゆき後援会	解散年月日	平成十四年三月二十日
幸政会	解散年月日	平成十三年十二月二十五日

小島勇後援会	平成十四年三月三十一日
高橋次郎後援会	平成十四年三月二十日

島根県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
内田 郁夫	三刀屋町議会議員	内田いくお後援会	飯石郡三刀屋町大字殿河内二一―二	内田 郁夫
山根 正吉	三刀屋町議会議員	山根正吉後援会	飯石郡三刀屋町給下一〇七四	山根 正吉
岡田 麻里	安来市議会議員	岡田まりを励ます会	安来市安来町一七五―五	岡田 麻里

ページ 一
 段 下
 行 始めから九
 誤 上田 武人 “ “ “ 一七四番地

島根県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
加納 克己	参議院議員	霜月の会	大原郡大東町下佐世四一〇一六	加納 克己

正 誤

平成十四年四月二十六日付け島根県報第一、三六三号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

監事 上田 武人 “ “ “ 一七四番地
 正

毎週火・金曜日発行

平成十四年五月二十一日印刷
平成十四年五月二十一日発行

発行者
島 根 県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)